

令和 4 年

第 2 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 4 年 2 月 1 8 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和4年第2回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第1号議案	公立学校管理職人事異動について
第2号議案	令和4年度学校給食実施計画について
第3号議案	赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第4号議案	赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第5号議案	令和3年度赤穂市一般会計補正予算（2月）について
第6号議案	令和4年度赤穂市一般会計予算について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 春季休業中における生徒指導について

第1号議案

公立学校管理職人事異動について

公立学校管理職の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

令和4年2月18日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

第2号議案

令和4年度学校給食実施計画について

令和4年度学校給食実施計画について、別紙のとおり計画したい。

令和4年2月18日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和4年度給食実施計画

1 給食人員

区分		校園数 (校園)	給食人員 (人)	年間給 食日数 (日)	年間給 食人員 (人)	備考
幼稚園		10	777	170	132,090	
小学校		10	2,313	187	432,531	
中学校		5	1,320	173	228,360	
特別 支援 学校	小学部	1	66	178	11,748	
	中高等部		129	178	22,962	
合計		26	4,605		827,691	

注1 給食人員は職員を含む。

2 給食費

区分		1食当り 給食費 (円)	年間給 食日数 (日)	年間 給食費 (円)	平均 月額 (円)	4月～2月 徴収金額 (円)	3月 徴収金額 (円)	備考
幼稚園		236	170	40,120	3,647	3,700	3,120	
小学校		260	187	48,620	4,420	4,500	3,620	
中学校		295	173	51,035	4,640	4,700	4,035	
特別 支援 学校	小学部	260	178	46,280	4,207	4,300	3,280	
	中高等部	295	178	52,510	4,774	4,800	4,510	

注1 各学校園とも8月は徴収しない。

注2 特別支援学校は、毎月の清算徴収とする。

3 給食費の原価計算

(1) 1食当り給食費の内訳

区分	主食費 (円)	牛乳費 (円)	副食費 (円)	事務経費 (円)	合計 (円)	備考
幼稚園	55.98	58.26	118.84	2.92	236.00	
小学校	63.78	57.83	135.47	2.92	260.00	
中学校	73.29	57.83	160.96	2.92	295.00	

(2) 1食当り主食費の計算

区分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	年間給食日数 (日)	1食当り 主食費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)			
幼稚園	47.86	33	1,579.38	57.94	137	7,937.78	9,517.16	170	55.98
小学校	50.79	37	1,879.23	66.98	150	10,047.00	11,926.23	187	63.78
中学校	54.12	37	2,002.44	78.50	136	10,676.00	12,678.44	173	73.29

(3) 1食当り牛乳費の計算

区分	量 (cc)	価格 (円)	1食当り 牛乳費 (円)	備考
幼稚園	200	53.94	58.26	
小学校	200	53.55	57.83	
中学校	200	53.55	57.83	

(4) 1食当り副食費の計算

区分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	年間給食日数 (日)	1食当り 副食費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)			
幼稚園	126.96	33	4,189.68	116.88	137	16,012.56	20,202.24	170	118.84
小学校	148.46	37	5,493.02	132.27	150	19,840.50	25,333.52	187	135.47
中学校	180.13	37	6,664.81	155.75	136	21,182.00	27,846.81	173	160.96

(5) 1食当り事務経費の計算

費目	役務費 (千円)	消耗品費 (千円)	印刷製本費 (千円)	合計 (千円)	年間給食人員 (人)	1食当り 事務経費 (円)	備考
予算額	460	1,300	660	2,420	827,691	2.92	

令和4年度 給食実施計画対前年度比較表

1 給食日数・人員・給食費

(上段:4年度)

(中段:3年度)

(下段:比較)

区分		校園数 (校園)	給食人員 (人)	年間給 食日数 (日)	年間給 食人員 (人)	1食当り 給食費 (円)	1人当り 給食費 (円)
幼稚園		10	777	170	132,090	236	40,120
		10	855	163	139,365	223	36,349
		0	△ 78	7	△ 7,275	13	3,771
小学校		10	2,313	187	432,531	260	48,620
		10	2,448	186	455,328	247	45,942
		0	△ 135	1	△ 22,797	13	2,678
中学校		5	1,320	173	228,360	295	51,035
		5	1,327	172	228,244	282	48,504
		0	△ 7	1	116	13	2,531
特別 支援 学校	小学部	1	66	178	11,748	260	46,280
		1	54	178	9,612	247	43,966
		0	12	0	2,136	13	2,314
	中高等部	(1)	129	178	22,962	295	52,510
		(1)	117	178	20,826	282	50,196
		0	12	0	2,136	13	2,314
合計		26	4,605		827,691		
		26	4,801		853,375		
		0	△ 196		△ 25,684		

2 給食費計算明細

(1) 1食当り給食費の内訳

(上段:4年度)

(中段:3年度)

(下段:比較)

区分	主食費 (円)	牛乳費 (円)	副食費 (円)	事務経費 (円)	合計 (円)
幼稚園	55.98	58.26	118.84	2.92	236.00
	52.66	57.09	109.83	3.42	223.00
	3.32	1.17	9.01	△ 0.50	13.00
小学校	63.78	57.83	135.47	2.92	260.00
	61.22	56.67	125.69	3.42	247.00
	2.56	1.16	9.78	△ 0.50	13.00
中学校	73.29	57.83	160.96	2.92	295.00
	70.58	56.67	151.33	3.42	282.00
	2.71	1.16	9.63	△ 0.50	13.00

(2) 1食当り主食費の計算

区分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	1食当り 主食費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)		
幼稚園	47.86	33	1,579.38	57.94	137	7,937.78	9,517.16	55.98
	44.02	34	1,496.68	54.94	129	7,087.26	8,583.94	52.66
	3.84	△ 1	82.70	3.00	8	850.52	933.22	3.32
小学校	50.79	37	1,879.23	66.98	150	10,047.00	11,926.23	63.78
	47.32	38	1,798.16	64.79	148	9,588.92	11,387.08	61.22
	3.47	△ 1	81.07	2.19	2	458.08	539.15	2.56
中学校	54.12	37	2,002.44	78.50	136	10,676.00	12,678.44	73.29
	50.74	38	1,928.12	76.20	134	10,210.80	12,138.92	70.58
	3.38	△ 1	74.32	2.30	2	465.20	539.52	2.71

学校給食費改定の概要

1. 趣旨

近年、主食と牛乳の価格（兵庫県学校給食会の定める県下同一価格）が上昇したことにより、副食費（おかずや汁物、調味料等）を減額することで調整し、平成26年度に改定した単価を据置きして給食の提供を行ってきました。

しかし、副食にかかる食材費も物価の高騰や天候不順により上昇しており、現行の給食費では、献立の多様性や質、そして児童生徒の成長に必要な栄養価を維持していくことが難しくなってきました。

現行のまま、現在の給食費で据置きを継続すると、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など安全安心でバランスの取れた豊かで魅力ある給食の提供が難しくなります。また、年間契約品目では令和4年度からの値上げが確実な物資もあり、食育の観点からも給食のより一層の充実が望まれることから、令和4年度から給食費を改定します。

2. 給食費の改定

(1) 現在の給食費

(単位：円)

区分	1食あたりの単価					月額
	主食費	牛乳費	副食費	事務経費	合計	
幼稚園	52.66	57.09	109.83	3.42	223.00	3,400
小学校	61.22	56.67	125.69	3.42	247.00	4,200
中学校	70.58	56.67	151.33	3.42	282.00	4,400

(2) 単価設定の考え方

平成26年度以降の主要な副食材料費の上昇分を1食あたりの単価に加算する。

ア 比較検討の対象とした食材等

- ・毎月発注分・・・肉類4品、魚類1品、野菜5品
- ・年間契約分・・・調味料・加工品等8品

イ 令和3年11月の献立を平成26年度単価、令和3年度単価で比較考察

(3) 改定後の給食費案

(単位：円)

区分	1食あたりの単価					月額*1	改め 月額
	主食費	牛乳費	副食費	事務経費	合計		
幼稚園	55.98	58.26	118.84	2.92	236.00	3,647	3,700
小学校	63.78	57.83	135.47	2.92	260.00	4,420	4,500
中学校	73.29	57.83	160.96	2.92	295.00	4,640	4,700

*1：4年度計画 幼170日・小187日・中173日

(4) 今後の単価設定について

物価の変動に加えて食材納入業者の登録に影響されることから、学校給食食材納入業者の登録年度(2年に1回)に翌年度の給食費を見直すことを基調とする(次回令和6年度)。

近隣各市の給食費等比較表

(令和4年2月現在)

区 分	小学校		中学校		令和4年度 改定予定	前回改定年度	備 考
	1食当たり 単価(円)	年間計画 給食日数	1食当たり 単価(円)	年間計画 給食日数			
西脇市	236	184	275	176	無	令和元年度 (約5%)	
小野市	240	191	260	191	無	平成30年度 (日額20円)	
豊岡市	227	182	258	167	検討中	平成26年度 (3%)	
姫路市	270	193	300	193	無	令和2年度 (日額15円)	
相生市	(250)	177	(310)	166	無	平成26年度 (3%)	学校給食費助 成事業により 無償化
たつの市	258	183	291	170	無	令和2年度 (約6%)	平成30年度 から中学校給 食費無償化
赤穂市	247	187	282	173	令和4年度 改定	平成26年度 (約3%)	令和元年度か ら第3子以降 無償化
平 均	246.86	185	282.29	177			

【参考】

改定を検討中 : 芦屋市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、三田市、宍粟市、明石市

平成26年度以降に改定済 : 神戸市、尼崎市、西宮市、洲本市、伊丹市、川西市、小野市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市

第3号議案

赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する
規則の制定について

赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次の
とおり制定したい。

令和4年2月18日

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則（昭和44年赤穂市教育委員会
規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次
の1号を加える。

(6) 作業員

第5条第3項中「自動車運転手」の次に「、作業員」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 4 号議案

赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について

赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したい。

令和 4 年 2 月 1 8 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則（昭和 4 1 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

2 給食センター	自動車運転手	午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで	1 時間
----------	--------	------------------------	------

を

「

2 給食センター	自動車運転手 作業員	あ	午前 7 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分まで	1 時間
		い	午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで	

に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 号議案

令和 3 年度赤穂市一般会計補正予算（2 月）について

令和 3 年度赤穂市一般会計補正予算（2 月）について、その意見を求める。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第6号議案

令和4年度赤穂市一般会計予算について

令和4年度赤穂市一般会計予算について、その意見を求める。

令和4年2月18日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 春季休業中における生徒指導について

(公印省略)
赤教学 号
令和4年3月 日

学校園長 様

赤穂市教育長

令和3年度 春季休業中における生徒指導について (通達)

コロナ禍の先行きが不透明な中、締めくくりの年度末を迎えようとしております。春季休業中は、教職員にとって最も多忙な時期であり、新年度への準備を進める大切な期間です。また、幼児児童生徒や保護者にとっては、様々な制約に加え、4月からの新学期への期待とともに、不安や悩みがこれまで以上に大きくなる時期でもあります。教職員として、これらを十分に理解し、不安や悩みを乗り越えるための支援や、安心できる居場所となる学校環境づくりを進めていくことが必要です。そのために、幼児児童生徒や保護者の声に耳を傾け、必要な場面で積極的に関わり、心のつながりを深めることがより重要になってきます。

新年度に向かうこの時期には、幼児児童生徒が自らを振り返り、今後の生活設計や目標設定を改善・深化させることで、一人一人の未来に明るい希望をもつことができる指導が求められます。家庭生活における感染予防を含めた安全指導とトラブル防止等の指導への注意喚起を継続するとともに、新学年のスタートへの意欲を高める指導が重要です。

については、下記事項に留意し、学校園の実態や幼児児童生徒の発達段階に応じた予防的な指導を充実させるとともに、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 春季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が春季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

○一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。

○交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。

○新型コロナウイルスをはじめとした感染症予防のため、体調管理として食事や睡眠等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、家庭内や外出先での検温、消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの保持等を積極的に行うことを推奨する。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・援助に努める。

○課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。

○家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいを通して、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。

○家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることのないよう努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

今年度の指導を評価し、課題を明確にすることで次年度の指導体制の再構築を図る。そして、学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加については、状況をよく確認した上で参加の可否についての判断を下すこと。参加する際には、感染症予防の意識を忘れず、検温、消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンス等にも配慮した上での参加を心がけるよう奨励する。

○家族や地域社会とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。

○学校園も、地域行事や健全育成関連活動等への参加については、状況をよく確認した上で参加についての判断を行うとともに、参加に際しては、検温、消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンス等にも配慮した上で、地域との連携を深める。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、上記のコロナ対応を踏まえて体調に十分留意するとともに、運動種目の特性に配慮し、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。

○部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

2 春季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

○虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や冬季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

○いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委 H29.8）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

○感染症への不安から、新型コロナウイルスに起因するいじめは重大な人権侵害であることを幼児児童生徒及び保護者や地域に啓発し、いじめ防止の取組を強化する。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

○全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、子供たちが抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。

○量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。

○大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE, Facebook, Twitter 等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは犯罪行為であることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

○情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。

○SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。

○ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担しても詐欺などの罪に問われることを指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子供がどこで何をしているかを家庭が常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。未だコロナ禍が完全には終息していない状況下において、子供の様子には特に注意するよう家庭での関わりを促す。

○外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間に不要な外出をさせない。また、午後11時～午前5時は、深夜徘徊として補導対象となることも知らせる。

○ネットを介した重大トラブルが多発する昨今、幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。

○ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使

用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。
○家庭における幼児児童生徒に関する悩みを抱え込むことがないよう、ひょうごっ子悩み相談センター等への連絡先の周知を図るなど教育相談啓発の充実を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

○虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。

○学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

○犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。

○被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。

○不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、一切を拒否し、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

○交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。

○自転車に乗るときは、自転車安全利用五則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

【自転車安全利用五則】

・自転車は車道が原則、歩道は例外
(13歳未満または70歳以上、身体の不自由な人のみ通行可)

・自転車は車道左側を通行

・歩道は歩行者優先で、自転車は車道よりを徐行

・安全ルールを守る（夜間はライト点灯、二人乗り・並進の禁止、信号遵守）

・（子どもは）ヘルメットを着用 ※自転車保険等に参加の義務化 など

○傘差し運転や安全な運転が阻害されるような携帯電話やイヤホンの使用は、法律（兵庫県道路交通法施行細則第9条1項(10)～(12)）で禁止されていることについて指導を徹底する。

○通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。

令和4年第2回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
1/29	土	
30	日	
31	月	
2/1	火	兵庫県教育委員会高校問題説明会
2	水	近畿都市教育長協議会役員会(オンライン開催)
3	木	
4	金	部長会議 部内会議
5	土	
6	日	
7	月	教育長ヒアリング(播磨西教育事務所)
8	火	学校給食理事会兼運営審議会 保育所長ヒアリング
9	水	定例校長会 定例園・所長会
10	木	部長会議
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	定例記者会見
15	火	臨時校長会
16	水	商工会議所・経営者協会との懇談会
17	木	市人事用務
18	金	第2回定例教育委員会